

# 知っ得じょうほう

～ 契約ってなに? ～

## “ 契約とは ”

契約とは、法的責任(法的強制力)が生じる約束のことです。例えば私たちの日常生活の中で何気なくしていることですが、様々な契約をして暮らしていることとなります。つまり、私たちは契約社会の中で暮らしているのです。

## “ 契約の成立はいつ? ”

契約は、一方が「 をしてください」と申し込み、相手が「 しましょう」と承諾する、当事者の意思表示が合致(合意)することによって成立します。つまり、口頭(口約束)でも成立します。

## “ 契約書をつくる理由 ”

契約書は、契約の内容を明確に記載することで当事者が内容を再確認し、後日のトラブルを防ぐために作成します。トラブルになったとき、契約書の果たす役割は大きいのです。そのために、契約書はよく読んで理解してからサインすることが重要なのです。

## “ 契約は守らなければならない ”

契約が成立すると、当事者はお互いにその内容を守らなければならない『権利』と『義務』が発生します。

また、いったん成立した契約は、原則として一方の都合で勝手に解約することはできません。契約を守らないと、法的に履行を強制されたり、債務不履行として損害賠償の責任を負うことがあります。

## “ 契約の解除(取消し、無効)ができる場合 ”

条件によっては、契約の解除(取消し、無効)ができる場合があります。

- 錯誤により契約した場合
- 強迫されて契約した場合
- 詐欺により契約した場合
- 未成年者による契約の場合
- クーリング・オフ制度が適用される契約をした場合
- 相手方の虚偽の説明で誤解したり強引な勧誘で困惑して契約した場合



等があります。

最近の消費者トラブルの約割は契約に関連した問題ですから、契約の知識は悪質商法などの消費者トラブルを防止するためにも必要です。

(問)日光市消費生活センター 53-1010

# 霧降ノ滝観瀑台が 完成しました

昨年より栃木県今市林務事務所が改修していた、霧降ノ滝観瀑台と観瀑台までの歩道が完成いたしました。

新しい観瀑台は周囲の景観との調和が図られており、滝の眺望も以前よりすばらしくなりました。



(問)栃木県今市林務事務所  
二二 一一七八

# 第11回観光案内のための 英語教室(全12回)

- 日時 五月二十六日(水)午後二時～四時(予定)
- 内容 「日光田母沢御用邸記念公園」研修
- 会場 交流促進センター
- 対象 中学校卒業程度(英検三級程度)の英会話の出来る方
- 費用 無料
- 申込締切 五月二一日(金) 三〇名程度募集
- 申込先及び問合せ先 とちぎボランティア通訳ガイド協会事務局 (観光商工課内)
- FAX 五三三 五三三 九六

## 日光市家庭用生ごみ処理器等 設置費補助金の申し込みにつ いて

ごみの減量化と資源化を目的に、平成16年度日光市家庭用生ごみ処理器等設置費補助金事業を実施します。詳細については下記までお問い合わせ下さい。

本年度についてもコンポスト容器の補助は予定してありません。

(問) 市民生活課ごみ対策係 53 - 5374

項目	説明
事業の内容	家庭用機械式生ごみ処理器を購入する者に対し、補助金を交付する。
補助金の額	家庭用機械式生ごみ処理器 購入金額の1/2(上限30,000円)
交付の対象者	生ごみ処理器等を設置する場所がある方。 増田化されたものを自家処理できる方。 生ごみ処理器等使用についてのアンケートに協力できる方。
平成16年度補助対象基数	家庭用機械式生ごみ処理機器 基
応募の締切	平成16年5月31日(月)
応募多数の場合	抽選

5月30日

**(ごみゼロの日)は、  
一斉清掃日です**

毎年「5月30日(ごみゼロの日)」としてその前後の日曜日に統一美化キャンペーンを行っていますが、今年はその当日5月30日(日)に実施します。

この日に一斉清掃等の実施を予定している自治会は、5月21日(金)までに、市役所へご連絡ください。ごみ収集車の巡回を手配いたします。

なお、参加する自治会は「燃えるごみ」と「燃えないごみ」に分けて、事前に打ち合わせをした場所へ午前10時までに出して下さい。

市民の皆様のご協力をお願いいたします。

申込先及び問い合わせ先

市民生活課ごみ対策係

53 - 5374

## 平成15年度情報公開制度 個人情報保護制度の実施状況

市では、情報公開制度並びに個人情報保護制度の公正な運用を図るため、実施状況を公表しています。

決定状況 5件  
公開 5件

日光市情報公開条例に基づく情報公開請求

請求件数 5件  
市長部局関係 3件  
議会部局関係 2件

なお、日光市個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求はありませんでした。  
(問) 総務課行政係 五四 - 一一二



## はかりの定期検査について

取引や証明上の計量が正しく行われたためには、正確なはかりが正しく使われなければなりません。

そこで、一定の期間ごとに、使用中のはかりの検査をし、不良なものを排除して適正な計量の実施を図ることが定期検査の目的です。

商店や会社・宅配便等の取引用(営業用)及び、病院・学校・保育所などの証明に使用しているはかりは、計量法で定められている定期検査を受けなければなりません。

当市における検査の日程及び会場は下記のとおりです。定期検査は必ず受けてください。

この検査を受けないはかりは、取引・証明用に使用できなくなります。

(問) 観光商工課商工振興係

53 3795

栃木県計量検定所

028 667 9425



検査期日	検査場所	検査時間	該当地区
6月9日 (水)	日光市役所前 車庫	10:00~12:00	小来川 中宮祠
		13:00~15:00	清滝 西町地区
6月10日 (木)	日光市役所前 車庫	10:00~12:00	東町地区
		13:00~15:00	